

陳情第5号

陳 情 人 宇都宮市上欠町1021-3
栃木県中古自動車販売協会
栃木県中古車販売店商工組合
会長・代表理事 高谷 昭彦

商品軽自動車に対する軽自動車税課税免除に関する陳情

1 陳情の内容

自動車の販売業者が販売のため所有する商品自動車に係る軽自動車の免除処置を実施していただきたい。

課税免除の条例が必要であれば、制定をお願いしたい。

なお、中古自動車の販売業者に該当するかどうかは、古物営業法第三条第一項の許可をうけているかどうかによって、判定することができます。

2 陳情の理由

- (1) 中古軽自動車市場は年々拡大してきており、新車届出を上回っており中古軽自動車は市（町、村）民の重要な交通手段となっております。このため、中古軽自動車の流通の円滑化を推進する必要があります。
- (2) 中古軽自動車の発生は、そのほとんどが新車販売あるいは中古自動車販売に伴う下取り、またはユーザーよりの直接買取りにより発生しております。
- (3) 自動車販売業者により、下取りまたは買取られた中古軽自動車の殆どは再度ユーザーよりの直接買取りにより発生しております。
- (4) 自動車販売業者が中古軽自動車の仕入れに際し、届出を抹消し車検を切れれば課税免除の対象となりますが、この場合ユーザーにとっては購入時の車検代や登録諸費用の増大、時間的ロスが大幅に発生し、中古軽自動車の流通の円滑化を妨げる要因となります。
- (5) なお、自動車取得税は、自動車販売業者が販売のために取得した中古自動車（軽自動車含む）は商品車として課税対象外となっております。
- (6) また、自動車税は、自動車販売業者が販売のために取得した中古商品自動車については年税額の十二分の三を減免することとなっております。